



2月から4月は市役所を利用する人が増えるため、市役所駐車場や周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しいただくか、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



# お知らせ・募集



くわしくは浦添市ホームページへ

## 税金・保険・年金

**〔40歳以上の人が対象〕**  
令和6年度は、きゅう、あんな摩マッサージおよび指圧施術利用券の交付申請が  
始まりです

☎ (876) 1288

1回の施術につき800円を助成します。※1セット6回分、最大2セットまで。

**実施期間** 令和7年3月31日(月)まで

**対象者** 40歳以上の国民健康保険加入者で、特定健診を受診した人または受診する見込みの人  
ただし、国民健康保険税に滞納がない世帯に限りです。  
**制限** 施術は、市の指定する施術所で、被保険者1人につき、1日1回の利用です。  
**必要なもの** 国民健康保険被保険者証  
※予算の都合上、利用券の交付を年度途中で終了する場合があります。

**産前産後期間の国民年金保険料が免除されます**

☎ (876) 1284

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(産

前産後期間)の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいい、死産、流産、早産を含みます。

**届出受付期間** 出産予定日の6か月前から届出が可能で、出産後も届出できます。

**対象** 出産日または出産予定日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者(出産する本人が対象です)

※国民年金第1号被保険者とは、農林漁業や自営業を営む人、無職の人、学生またはそれらの人に扶養されている配偶者などが該当します。

**年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました**

☎ (876) 1284

令和4年4月1日以降、新たに年金制度に加入する人、年金手帳の紛失等により再発行を申請する人は基礎年金番号通知書が交付されます。すでに年金手帳や年金証書を持っている場合、基礎年金番号通知書に

**浦添年金事務所**

☎ (877) 0343

令和4年4月1日以降、新たに年金制度に加入する人、年金手帳の紛失等により再発行を申請する人は基礎年金番号通知書が交付されます。すでに年金手帳や年金証書を持っている場合、基礎年金番号通知書に

**介護予防教室参加者募集**

☎ (876) 1292

5月から介護予防教室を開催します。教室により、開催日時や場所が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

**対象** 市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人。初めての人を優先。

**受付期限** 4月19日(金)まで

**申込方法** いきいき高齢支援課に電話で予約後、窓口で申込書を記入。

※各教室定員に達し次第、受け付けを終了します。

※健康状態によっては、医師による診療情報提供書の提出や参加をお断りする場合があります。

**〔団体への支援〕障がい者等の自発的活動を支援します**

☎ (876) 1709

障がい者が、生活する上で生じる「社会的障壁」を除去するための活動について、一定の条件を満たした団体等の活動のうち、5万円を上限として市が認めた予算の範囲内で必要な経費を支援します。対象となる団体や必要書類について詳しくは問い合わせください。

**対象** 市内を拠点とし、情報交換等、災害対策、孤立防止(見守り)活動、社会復帰、ボランティア

**障がい者の自動車運転免許取得費および自動車改造費を助成します**

☎ (876) 1709

免許取得費、改造費どちらも10万円を限度として費用を助成します。

**自動車運転免許取得費助成**  
教習所へ入校する前に申請が必要。※県内の教習所に

限りです。

切り替える必要はありません。詳しくは、日本年金機構または市のホームページをご覧ください。浦添年金事務所(音声ガイダンスの後に②を押し、①を押し、②を押し)に問い合わせください。



詳しくはこちら

**令和6年度国民年金保険料の学生納付特例申請の受け付けを開始します**

☎ (876) 1284

令和6年度の保険料は月額1万6980円です。在学中で納めることが難しいときは、保険料の納付が猶予される学生納付特例を申請してください。

**申請受付期間** 令和6年度の申請は4月から受け付けを開始します。また、さかのぼって2年まで申請ができます。(令和6年4月は令和4年3月分、令和7年3月分まで申請可能)

※令和6年度の一般免除申請の受け付けは7月から開始します。

**対象** 国内在住で対象校に在学中の20歳以上の学生

**審査基準**

①本人の令和6年度(令和5年1月1日~12月31日)の所得

②災害・失業・事業の廃止等の事由

**年金を受けるとき** 老齢基礎年金受給に必要な期間に含まれますが、10年以内に追納がない場

ア活動、その他自発的な活動として市が認める活動

**申請期限** 4月30日(火)

**申込方法** 必要書類を市役所3階障がい福祉課に提出

**介護予防教室参加者募集**

☎ (876) 1292

5月から介護予防教室を開催します。教室により、開催日時や場所が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

**対象** 市内在住の65歳以上の人で、介護認定を受けていない人。初めての人を優先。

**受付期限** 4月19日(金)まで

**申込方法** いきいき高齢支援課に電話で予約後、窓口で申込書を記入。

※各教室定員に達し次第、受け付けを終了します。

※健康状態によっては、医師による診療情報提供書の提出や参加をお断りする場合があります。

**〔生きいき貯筋くらぶ(筋トレ)〕**

**期間** 2か月間(週2回)

**費用** 1か月につき1600円

**場所** まじゅんらんど

合は年金額に反映されません。障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するための受給要件の対象期間となります。

**〔固定資産税・軽自動車税〕スマートフォン決済アプリを利用する際の読取箇所について**

☎ (876) 1271

スマートフォン決済アプリの読取箇所がeL-QR(二次元コード)のみになります。利用できる決済アプリは随時追加されますので、地方税お支払サイトでご確認ください。

**令和6年度の固定資産税**

☎ (876) 1276

令和6年度は、3年に1度行われる固定資産の評価替えの年です。土地・家屋について評価額の見直しが行われますが、家屋は算出された評価額が前年度の評価額を超える場合でも、評価額が引き上げられることなく、前年度の評価額に据え置かれます。

**評価替え**

令和6年度は、3年に1度行われる固定資産の評価替えの年です。土地・家屋について評価額の見直しが行われますが、家屋は算出された評価額が前年度の評価額を超える場合でも、評価額が引き上げられることなく、前年度の評価額に据え置かれます。

**納税通知書の発送**

固定資産税の納税通知書は、

4月初旬に発送します。納税通知書が届かない場合は、資産税課まで問い合わせください。

**納期限**

第1期納期限は4月30日(火)です。納期限を過ぎると延滞金や督促手数料が発生する場合がありますので、納税通知書が届いたら早めに確認してください。

**土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧**

令和6年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

※縦覧帳簿のコピーおよび写真撮影はできません。また、期間を過ぎると縦覧できません。

**縦覧できる人**

●市内の土地または家屋の納税者・納税管理人  
●代理人(納税者からの委任状が必要です)

**縦覧場所** 浦添市役所2階 資産税課窓口

**縦覧期間** 4月1日(月)~30日(火)(土日・祝日を除く)

**受付時間** 午前8時30分~午後5時15分(正午~午後1時を除く)

**必要なもの** 納税通知書または運転免許証などの本人確認ができるもの  
※代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状

**手数料** 無料



詳しくはこちら

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度と手当額の改定

☎ (876) 1730

### 児童扶養手当とは

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ることを目的とする制度です。(公的年金等が低額の場合、併給できることがあります。)  
※18歳に達する日以降の、最初の3月31日までの児童が対象です。(一定程度の障がいがある場合は20歳未満)



### 支給対象者

次の①~⑥のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育する人

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいがある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- ⑥ その他(父または母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

### 特別児童扶養手当とは

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、児童福祉の増進を図ることを目的とする制度です。



### 支給対象者

身体や精神に障がいを有する20歳未満の児童を監護する父または母、または父母に代わって児童を養育する人

### 手当額の改定 ※令和6年4月分から下記の金額となります。

	支給区分	本体額	第2子加算額	第3子以降加算額
児童扶養手当	全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
	一部支給	45,490円~10,740円	10,740円~5,380円	6,440円~3,230円
特別児童扶養手当	1級	55,350円		
	2級	36,860円		

手当支給には所得制限などの条件があります。詳しくは、こども家庭課まで問い合わせください。